

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付の支給認定又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	・就学前児童の教育・保育の給付等に係る認定の申請を受け、保育の必要量を認定、利用者負担額の決定等を行なう。また、給付費の支払管理事務を行う。 ・子育てのための施設等利用給付に係る認定の申請を受け、審査を行い認定を決定する。また、給付費の支払い管理事務を行う。 ・未移行幼稚園における補足給付費交付申請の申請を受け、課税状況や兄弟構成を確認し、副食費徴収免除対象者を決定する。また、給付費の支払い管理事務を行う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、学務総合システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の94
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第2の116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康部 保育課 保育係、保育支援係
②所属長の役職名	こども・健康部次長兼保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 こども・健康部 保育課 保育係、保育支援係 埼玉県朝霞市本町1-1-1 電話048-463-2836、463-6720
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	評価書名	子ども・子育て支援法による教育・保育給付等に関する事務	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事前	
令和4年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	朝霞市は、子ども・子育て支援法による教育・保育給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	朝霞市は、子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付の支給認定又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和4年4月1日	公表日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	子ども・子育て支援法による教育・保育給付等に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		・子育てのための施設等利用給付に係る認定の申請を受け、審査を行い認定を決定する。また、給付費の支払い管理事務を行う。	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		・未移行幼稚園における補足給付費交付申請の申請を受け、課税状況や兄弟構成を確認し、副食費徴収免除対象者を決定する。また、給付費の支払い管理事務を行う。	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	子ども子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	子ども子育て支援システム、学務総合システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の94	番号法第9条第1項 別表第1の94項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第2 13・116項	番号法第19条第8号 別表第2の116項	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・健康部 保育課 保育係	こども・健康部 保育課 保育係、保育支援係	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども・健康部次長兼保育課長	こども・健康部保育課長	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	朝霞市 こども・健康部 保育課 保育係 埼玉県朝霞市本町1-1-1 電話048-463-2836	朝霞市 こども・健康部 保育課 保育係、保育支援係 埼玉県朝霞市本町1-1-1 電話048-463-2836、463-6720	事前	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	こども・健康部保育課長	こども・健康部次長兼保育課長	事前	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事前	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	